

表示をめぐるこれまでの動き

1. 食品表示制度の変遷
2. 食品の不正表示をめぐる主な動き
3. 食品表示関係3省連絡会議
4. BSE問題に関する調査検討委員会報告
5. 食品安全行政に関する関係閣僚会議の開催

1. 食品表示制度の変遷

年代	食品衛生法関連		J A S法関連		景品表示法関連	
昭和20年 (1945年)	S 22	食品衛生法制定(販売の用に供する食品等につき、公衆衛生の見地から必要なものには、一定の標示を義務付ける旨及び公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の標示等を禁止する旨規定)	S 25	「農林物資規格法」として制定(J A S規格制度の創設)		
	S 23	食品衛生法施行規則制定(標示を行うべき食品等を定め、標示すべき事項を規定)				
昭和30年 (1955年)	S 32	標示基準に違反する食品等の販売禁止			S 36	独占禁止法に基づき「食品かん詰または食品びん詰業における特定の不公正な取引方法」指定
	S 36	名称標示の義務化			S 37	不当景品類及び不当表示防止法制定
昭和40年 (1965年)	S 44	容器包装に入れられた加工食品について、名称、製造所所在地、製造者氏名及び一定の添加物を含む旨の標示の義務化	S 45	J A S法改正により品質表示基準制度を創設(対象はJ A S規格制定品目に限定)	S 43	飲用乳の表示に関する公正競争規約認定
	S 47	「標示」を「表示」に改正(注) 公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある誇大な表示及び虚偽又は誇大な広告の禁止を追加	S 46	最初の品質表示基準を制定(果実飲料、炭酸飲料) <その後、品目ごとに順次制定>	S 45 S 46 S 47 S 48	最初の食肉の表示に関する公正競争規約(東京都を対象)認定 <その後、道府県ごとに認定> チョコレート類の表示に関する公正競争規約認定 果実飲料等の表示に関する公正競争規約認定 景品表示法の一部改正(都道府県知事に権限の一部を委任) 「商品の原産国に関する不当な表示」告示制定
昭和50年 (1975年)						
昭和60年 (1985年)	H元	添加物について、化学的合成品であるか否かにかかわらず表示を義務化	H 5	J A S法改正により品質表示基準の制定対象をJ A S規格制定品目以外にも拡大		
	H 6	日付表示を「製造年月日」から「消費期限」又は「品質保持期限」に改正	H 6	日付表示を「製造年月日」から「消費期限」又は「賞味期限(品質保持期限)」に改正		
平成7年 (1995年)	H 7	品質保持期限と同一の期限を示す文字として、「賞味期限」を定めた	H 8 H 11	青果物(ブロッコリー等5品目)の原産地表示を義務化(H 10年、ごぼう等4品目を追加) J A S法改正により品質表示制度を改正(個別品目の品質表示から全ての飲食料品を表示対象に拡充、表示違反に対するペナルティーの強化)	H 7	食肉の表示に関する公正競争規約(全国)認定
平成12年 (2000年)	H 13	遺伝子組換え食品及びアレルギー物質を含む食品に係る表示を義務化 保健機能食品の表示事項を規定	H 12 H 13 H 14	すべての生鮮食品に原産地等の表示を義務化 すべての加工食品に賞味期限等の表示を義務化 遺伝子組換え食品に係る表示を義務化 「有機」等表示規制を実施 農産物漬物(梅干し、らっきょう漬け)の原料原産地表示を義務化 <その後、水産加工品等を順次追加> J A S法改正案国会提出(公表の弾力化、罰則の強化)	H 12	包装食パンの表示に関する公正競争規約認定

注:「標示」...食品等及び容器包装に明示された文字等

「表示」...容器包装されているものばかりでなく店頭の掲示や添付文書に記載されたものも含む。

2. 食品の不正表示をめぐる主な動き

	一般	厚生労働省関連	農林水産省関連	内閣府関連	公正取引委員会関連
平成14年					
1月下旬	28日 雪印食品(株)が、同社の関西ミートセンターで牛肉に虚偽の原産地表示等を行った疑いのあることを公表	23日 雪印食品(株)に対し、西宮市が立入調査を実施した	28日 雪印食品(株)関西ミートセンターに対し、JAS法に基づく立入検査(~31日) 31日 食肉関係団体に対し、食肉の原産地表示の徹底について要請		
2月上旬		1日 雪印食品(株)に対し、食品衛生法違反(表示基準違反:虚偽の「加工者」表示)により営業禁止処分	1日 雪印食品(株)に対し、JAS法に基づく指示(公表) 1日 雪印食品(株)を詐欺罪で兵庫県警へ告発 1日 雪印食品(株)本社及び関東・東北・北海道ミートセンターに対し、立入検査(~7日) 8日 雪印食品(株)に対し、JAS法に基づき、改めて指示(公表)		
2月中旬		19日 食品表示関係3省連絡会議	15日 16日 「食品表示110番」を設置 (株)カワイに対し、JAS法に基づき立入検査(~19日) 19日 食品表示関係3省連絡会議	19日 食品表示関係3省連絡会議にオブザーバー参加	19日 食品表示関係3省連絡会議
2月下旬	27日 スターゼン(株)が、同社の佐賀パックセンターにおいて、豚肉及び牛肉について、表示を偽って販売していたことを公表		22日 (株)カワイに対し、JAS法に基づく指示(公表) 22日 スターゼン(株)佐賀パックセンターに対し、JAS法に基づく立入検査(~1日)		26日 全国食肉公正取引協議会に対して会員に規約の遵守徹底を要望 26日 日本チェーンストア協会、社団法人日本セルフ・サービス協会及び日本百貨店協会に対し表示適正化の取組を要望 26日 各都道府県の景品表示法担当部署に対して食肉等食品の不正表示事案への積極的取組を要望
3月上旬	1日 スターゼン(株)が、同社の佐賀パックセンターにおいて、鶏肉についても表示を偽つて商品を販売していたことを公表 4日 全農チキンフーズ(株)が輸入鶏肉に国産と表示して販売していたこと等を公表 6日 全農チキンフーズ(株)が抗生物質使用鶏肉に「無薬飼料飼育」と表示して販売していたことを公表	5日 全農チキンフーズ(株)に対し、鹿児島県が立入調査を実施 6日 蔵王フーズ(株)及び関連会社に対し、東京都、大田区及び福岡県が立入調査(~7日)	4日 スターゼン(株)に対し、JAS法に基づく指示(公表) 5日 全農チキンフーズ(株)に対し、JAS法に基づく立入検査(~15日) 7日 鹿児島くみあいチキンフーズ(株)に対し、JAS法に基づく立入検査(~12,19日)	8日 食品表示の問題について国民生活審議会消費者政策部会を開催し、部会長緊急談話を発表	4日 食品表示に関する都道府県担当者との連絡会議 8日 雪印食品(株)に対する排除命令(牛肉、豚肉及び豚肉加工商品に関する不当な表示) 8日 全国食肉公正取引協議会に対して会員に規約の遵守徹底を要望(2回目) 8日 日本ハム・ソーセージ工業協同組合に表示適正化の取組を要望
3月中旬	15日 丸紅畜産(株)が、仙台営業所において、輸入鶏肉に国産と表示して販売していたことを公表	15日 (株)ヒラタに対し、岡山市が立入調査を実施 19日 丸紅畜産及びその関連施設に対し宮城県が立入調査を実施(~20日)	15日 全農滋賀本部に対し、JAS法に基づく立入検査 18日 丸紅畜産(株)仙台営業所に対し、JAS法に基づく立入検査(~4/2) 28日 伊達物産(株)及び関連会社に対し、JAS法に基づく立入検査(~4/10)	14日 食品表示問題に関して「消費者問題懇談会」を開催	18日 食品関係の公正取引協議会31団体に対して会員の規約の遵守徹底を要望
3月下旬		25日 「品質保持期限及び賞味期限に係る表示について」監視安全課長通知により、期限	29日 全農チキンフーズ(株)に対し、JAS法に基づく指示(公表)		

	一般	厚生労働省関連	農林水産省関連	内閣府関連	公正取引委員会関連
		表示の取扱いについて再度徹底を図るよう各自治体に要請 27日 全農チキンフーズ(株)に対し、食品衛生法違反(表示基準違反:虚偽の「加工者」表示及び賞味期限の不正表示)により以下の処分 川内工場、鹿屋工場、知覧工場及び大隅工場の食鳥処理工場については、当該各営業施設にそれぞれ併設された食鳥処理工場で処理した食鳥以外の食鳥肉の処理加工及び販売を禁止した。 鹿屋の加工食品工場については、食肉(そうざい)半製品を除くとして販売する食鳥肉の処理加工及び販売を禁止した。			
4月上旬	2日 BSE問題に関する調査検討委員会が「BSE問題に関する調査検討委員会報告」を厚生労働大臣及び農林水産大臣へ提出 5日 食品安全行政に関する関係閣僚会議の設置、第1回の開催	5日 食品表示関係3省連絡会議幹事会	3日 全農に対し、JAS法に基づく指示(公表) 5日 食品表示関係3省連絡会議幹事会 9日 東伯振興(株)に対し、JAS法に基づく指示(公表)	5日 食品表示関係3省連絡会議幹事会にオブザーバー参加	5日 食品表示関係3省連絡会議幹事会
4月中旬			12日 ヒラタに対し、JAS法に基づく指示(公表) 17日 丸紅畜産(株)に対し、JAS法に基づく指示(公表) 18日 丸紅畜産(株)本社に対し、JAS法に基づく立入検査(~19日) 19日 食品の表示に関する懇談会を開催	16日 食品安全行政組織について消費者問題懇談会を開催	17日 (株)カワイに対する排除命令(牛肉及び牛タンを小分け包装した商品の詰め合わせ商品に関する不当表示) 17日 オレンジチェーン本部(株)に対する排除命令(豚肉に関する不当表示) 17日 (有)ササキストアに対する排除命令(牛肉に関する不当表示) 17日 まるまつ鮮魚(有)に対する排除命令(牛肉及び豚肉に関する不当表示) 17日 (有)七川肉舗に対する警告(牛肉に関する不当表示)
4月下旬	26日 JAS法の一部を改正する法律案を国会に提出	24日 食品衛生法に基づく適正な表示の徹底について立入調査・指導結果(中間取りまとめ)発表	22日 食品の表示に関する懇談会を開催 24日 伊達物産(株)に対し、JAS法に基づく指示(公表) 24日 丸紅畜産(株)に対し、JAS法に基づき、改めて指示(公表)	22日 食の信頼確保について国民生活審議会消費者政策部会を開催	24日 丸紅畜産(株)に対する排除命令(鶏肉に関する不当表示) 26日 全農チキンフーズ(株)及び鹿児島くみあいチキンフーズ(株)に対する排除命令(鶏肉に関する不当表示)
5月上旬	10日 第2回「食品安全行政に関する関係閣僚会議」の開催				10日 スターゼン(株)に対する排除命令(牛肉、豚肉及び鶏肉に関する不当表示)
5月中旬		13日 食品衛生違反(虚偽の「加工者名」「加工者所在地」表示)により以下の営業禁止処分 丸紅畜産(株):食肉販売業の一部禁止(外国産鶏肉の販売に関すること) (有)杉山商店:食肉販売業の一部禁止(丸紅畜産(株)から入れる鶏肉の処理加工及び販売に関すること)			
5月下旬	31日 第3回「食品安全行政に関する関係閣僚会議」の開催	24日 食品衛生法に基づく適正な表示の徹底について立入調査・指導結果(最終報告)発表	24日 食肉表示の全国実態調査結果を発表		

注:公表資料をもとに作成

3. 食品表示関係3省連絡会議

平成14年2月19日に公正取引委員会取引部長、厚生労働省食品保健部長、農林水産省総合食料局長を構成員とする食品表示関係3省連絡会議の第1回会合を開催した。

会合においては、会議の運営について議論が行われ、今後、食品表示行政の推進にあたって、関係3省が相互に連携・調整していくことで意見の一致をみた。

また、4月5日には、幹事会（課長級会合）が開催されている。

平成14年2月19日公表

食品表示関係3省連絡会議の設置について

1 趣旨

雪印食品の牛肉表示の偽装事件を契機に、食品の表示に対する消費者の関心が非常に高まっており、食品表示のあり方についても様々な意見があることから、食品表示を担当する3省が相互の連携・調整の下で円滑に表示行政を推進していくための連絡調整の場として、また、今後の食品表示のあり方について自由な意見交換を行う場として、公正取引委員会、厚生労働省、農林水産省をメンバーとする連絡会議を設置する。また、消費者利益の保護という観点から、内閣府がオブザーバーとして参加する。

2 構成

(1) 連絡会議の構成員は次のとおりとする。

公正取引委員会事務総局取引部長

厚生労働省医薬局食品保健部長

農林水産省総合食料局長

内閣府国民生活局審議官（オブザーバー）

(2) 連絡会議の下に幹事会を置く。

公正取引委員会事務総局取引部消費者取引課長

厚生労働省医薬局食品保健部企画課長

農林水産省総合食料局品質課長

内閣府国民生活局消費者企画課長（オブザーバー）

3 検討・調整事項

- ・表示行政の推進に関する相互の情報提供や、協力体制について
- ・今後の食品表示のあり方について
- ・その他必要な事項

4 その他

庶務は、農林水産省総合食料局品質課で担当する。

4. BSE問題に関する調査検討委員会報告

BSE問題に関する調査検討委員会報告（平成14年4月2日、BSE問題に関する調査検討委員会）（抜粋）

第 部 BSE問題にかかる行政対応の問題点・改善すべき点

[略]

7 法律と制度の問題点および改革の必要性

[略]

また、食品衛生法にも定めのある食品表示と関連する法制度として、農林水産省所管の日本農林規格（JAS）法、公正取引委員会が担う不当景品・不当表示防止法があるが、JAS法の罰則はさらに軽い。原産地表示を偽っても指示に従えば責任を問われず、従わない場合でも段階を踏んで企業名公表、最高50万円の罰金で済む。これでは犯罪を抑止する効果はなく、違反続発の誘因になったとの指摘もある。

[略]

第 部 今後の食品安全行政のあり方

[略]

2 食品の安全性の確保に係る組織体制の基本的考え方

(1)～(4)[略]

(5)重要な個別の課題

[略]

食品に関する表示制度の抜本的見直し

食品の表示のあり方は、消費者にとって安全性の確保や品質の確認、選択の保障という、消費者の権利に関わる問題である。

この間の一連の偽装や虚偽表示の防止、および消費者の権利を最優先して保障するために、現在の各種表示制度について一元的に検討し、そのあり方を見直す必要がある。

このため、消費者も参加する検討の場を設け、そのあり方を至急に検討することが必要である。

[以下略]

5. 食品安全行政に関する関係閣僚会議の開催

食品安全の確保に必要な新たな行政組織のあり方を中心に政府として具体案を作成するため、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」が内閣官房を事務局として開催されている。

この会議は合計4回開催予定で、これまで、第1回が4月5日、第2回が5月10日、第3回が5月31日に開催されたところである。

食品安全の確保に関する法制度の見直しに関する配布資料（第2回）については、別紙参照。

食品安全行政に関する関係閣僚会議の議事及び議事予定

第1回議事

「BSE問題に関する調査検討委員会」報告書について
今後の検討体制及び進め方について

第2回議事

新たな行政組織のあり方について
食品安全の確保に関する法制度の見直しについて

第3回議事

新たな食品安全行政組織の概要について
食品安全の確保に関する法制度の見直しの基本的方向について

<今後の予定>

第4回議事（4/5公表資料をもとに作成）
政府としての具体的対処方針のとりまとめ

公表資料

食品安全行政に関する関係閣僚会議の開催について

（平成14年4月5日）
閣議口頭了解

1. 食品の安全性の確保に必要な新たな行政組織のあり方を中心に具体案を作成するため、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」（以下「会議」という。）を隨時開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、内閣府国民生活局の所掌する事務を担当する国務大臣及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、厚生労働省、農林水産省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

「消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律(仮称)」等に関する論点(一覧)

包 括 法

＜基本的考え方＞

消費者の健康保護の最優先など食品の安全性確保に関する基本原則の確立
リスク分析手法の導入による行政の体系的な対応

関係者の責務

リスク分析手法の導入

新たな食品安全行政機関の設置

その他の論点



・行政、事業者等の責務の明確化

リスク評価の原則
リスク管理の原則
リスクコミュニケーションの原則

リスク分析に関する「基本指針」の確立
危機管理対応及び体制の整備
関係機関間の連携の確保

食品の安全性に関する関連法



包括法との整合性を確保

・食品衛生法
・と畜場法
・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

・農薬取締法
・家畜伝染病予防法
・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
・薬事法(動物用医薬品)
・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)等